

(介 198)

平成 31 年 3 月 13 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

改元に伴う情報システム改修等への対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、来る 2019 年 5 月 1 日、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成 29 年法律第 63 号)に基づく皇位の継承に伴い、改元が行われることになっており、新元号につきましては、改元に先立ち、2019 年 4 月 1 日に公表される予定です。

本会からは、平成 31 年 2 月 6 日付(情シ 43)文書において、医療機関に対して、改元日以降の円滑な医療提供体制の確保のため、周知方協力依頼のご連絡を申し上げますが、今般、厚生労働省より、介護事業所に対する周知方協力依頼が参りましたので、改めてご連絡申し上げます。

既に、運用中のシステムに関係するベンダー等にご相談いただいている介護事業所も多いかとは存じますが、各事業所が導入している各種情報システムにつきましても、和暦を使用している場合、改修等の対応が必要になることが想定されます。

従いまして、厚生労働省からは、別添の依頼文書の通り、介護事業所に対して、システムベンダー等と十分に連携の上、改元に伴う情報システム改修等への対応に万全を期していただくことが求められているところです。

つきましては、改元日以降の円滑な介護提供体制の確保のため、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(添付資料)

○改元に伴う情報システム改修等への対応について

(平 31. 3. 11 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、
老人保健課)



事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 11 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

改元に伴う情報システム改修等への対応について

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴って、2019 年 5 月 1 日に改元が行われることとされております。

また、新元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、改元に先立ち、2019 年 4 月 1 日に公表される予定です。

各府省庁等が管理する情報システムについては、改元日以降に国民生活に支障が生じることがないように、必要な措置を講じることとしておりますが、貴団体及び貴会会員事業所においても、改元に伴い改修等の対応が必要な情報システムが使用されていることが想定されているところです。

つきましては、貴団体及び貴会会員事業所の皆さまにおかれましても、改元に伴う情報システム改修等への対応に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

なお、自社システムを利用されている場合につき、ご検討の一助として、改元に伴う情報システム改修等への対応例を併せて送付させていただきますので、引き続き、新元号への円滑な移行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<参考：改元に伴う情報システム改修等への対応例>

1. 情報システム改修に向けて想定される段取り・工程

《新元号公表前に行う作業》

- (1) 和暦の使用状況の調査とシステム改修計画の策定
- (2) 他のシステムとの連携における連携先の対応方針の確認
- (3) プログラムの修正と動作テスト
- (4) 修正したプログラムの適用などのリリース作業のリハーサル

《新元号公表後に行う作業》

- (1) 新元号の適用（仮元号から新元号に置き換える作業のみならず、OS等のアップデート含む）
- (2) 印字や表示を含め、処理が適正に行われているかどうかのテスト
- (3) 他システムとの連携のテスト（動作確認、エラー修正、再確認等）

2. 改元対応において留意すべき事項

(1) 自社内のシステムについて

（特に複数のベンダーに対応を依頼する場合、）自社内のシステム間連携における新元号での連携のルールや改修の必要箇所を把握・確認した上で、テスト計画を立案できているか

(2) 自社外のシステムとの連携について

- ① システム連携先の対応方針について確認し、和暦の使用箇所、改修の必要箇所を把握できているか
- ② 自社外のシステムとの連携におけるテスト計画を立案できているか

3. システム改修における対応例

- (1) 和暦を使用しているシステムの依存関係を把握し、相互運用を損なわない更新手順の策定
- (2) データを和暦表示で保有している場合の改元以降の新元号表記への変換
- (3) 書面やシステムの画面上に元号を印字・表示している場合、印字・表示内容の変更

- (4) 西暦と和暦との変換処理を行っている場合、変換プログラムの修正又は変換テーブルへの登録

※ なお、新元号の公表から改元までの間にすべての作業を完了することができない場合は、顧客との接点となる箇所など、優先順位を付けた対応が必要になるとともに、旧元号と新元号が併存する場合の運用について十分に検討する必要がある。

(以上)